

法第 48 条（用途地域）

危険物貯蔵所等の既存不適格

危険物が 2 種類以上の既存不適格危険物貯蔵所又は危険物処理場における危険物の制限の緩和の限度は、次による。ただし、準住居地域又は商業地域において、令第 130 条の 9 第 1 項の表の（1）に掲げる危険物を貯蔵する場合を除く。

- ① 貯蔵又は処理しようとする危険物の数量の数値をそれぞれ「限度数量」（令第 130 条の 9 第 1 項の表の各欄の危険物の数量をいう。）の数値で除した数値の合計は、「基準時数量」（基準時の危険物の数量をいう。）の数値をそれぞれ限度数量で除した数値の合計の 1.2 倍を超えてはならない。
- ② 貯蔵又は処理しようとする危険物の数量の限度は、それぞれの危険物の基準時数量の 1.2 倍以下（基準時数量が限度数量以下の場合は、限度数量以下）でなければならない。